

平成15年9月18日

豊島区法定外税検討会議

会長 中村 芳昭 殿

区民代表委員 平山 平

区民代表委員 斎木 勝好

区民代表委員 柳田 好史

放置自転車等対策税に関する意見書（区民代表委員統一意見）

本意見書は、放置自転車対策税に関し第一部会区民代表委員三名の意見を集約し、以下の通り提出させていただきますので、宜しくご査収方お願い致します。

記

1. 結 論

豊島区法定外税検討会議専門委員会作成「豊島区法定外税に関する報告書(案)・放置自転車対策税」につきまして、これまでの検討会議の検討経緯を踏まえ、我々は豊島区民の代表として若干の追加提案事項を要望するとともに、当該報告書を支持致します。

2. 鉄道事業者への提言

本会議における鉄道事業者の主張及びその姿勢については、我々区民代表が期待していたものとは逆に誠に遺憾な内容のものでした。本来、日本の企業をリードする立場にある各鉄道会社の方々が、地域を構成する一員としての自覚どころか、企業としての社会的責任を回避する以下のような態度に終始し続けたことは、本当に残念で仕方ありません。

- * 当初より課税は違法であると頑なに主張し続け、一切応ずる姿勢を見せなかったのは地域住民の代表である我々に、将来的な不安と不信感を与えたこと。
- * 街づくりや駅前放置自転車の対策は、行政や地元住人の責任として行うものであり鉄道事業者が積極的に関与する問題ではないと主張し続けたこと。
- * 我々区民代表からの提案を受け、第四回協議会に提出された「今後の鉄道事業者としての協力について」に記載された内容は、到底納得の行くものではなかったこと。
(なお、これらの点については平成15年3月4日付「放置自転車対策税に関する意見書(区民代表統一意見書)」として部会で提出いたしました。)

これらの経緯も踏まえ、我々区民代表としては再度鉄道事業者に対して、以下のとおり、責任ある企業として最低限対処されることを強く希望いたします。

地域住民、行政担当者と共に、日頃の駅前放置自転車対策活動に積極的に取り組み協働することとされたい。

地域構成員の一人として、行政、地域住民と駅前放置自転車問題に就いて真摯な協

力姿勢を前提に協議の場に着くこととされたい。

駅前自転車駐車場への転用を前提として、鉄道事業者所有地を広狭に係わらず、再度入念に調査検証し豊島区宛提示されたい。

専門委員会作成の報告書を基本に今後豊島区から正式に提示することが予想される放置自転車対策税について、鉄道事業者として真摯な姿勢で前向きに対応することとされたい。

なお、当初より、我々区民代表は鉄道事業者に対して本件の問題解決の手法を「課税」以外の手法にて解決すべきであることを示唆し、課税以外の協力手段の自主的提示を再三再四に渡り求めましたが、具体的な解決案が何ら示されなかったことは誠に残念であり、落胆せざるを得なかったことも敢えて付言するものです。

3. 豊島区行政への提言

駅前放置自転車問題における鉄道事業者の協力姿勢を「法定外目的税」という手法にて納得感ある集結を導くためには、行政としての後の対策に関する積極的且つ責任感溢れる対応姿勢が必要不可欠と言えます。

本検討会議専門委員会の「報告書(案)」とこれまでの経緯を踏まえ、我々区民代表は豊島区行政に対して、以下の事項について強く要望いたします。

地域住民、行政、鉄道事業者の三者が胸襟を開き、駅前放置自転車問題の具体的な対応策を真剣に協議する場を積極的に設定されたい。

(税という形の金銭支払いのみで本件を完全決着としてしまうだけでは、将来的な発展は望めないと思います。)

現行の行政実施の放置自転車撤去、保管等の活動に掛かるコストの徹底した見直しを図ることとされたい。

(民間企業等第三者機関への業務委託も視野に入れて、改善をすべきです。)

本件の直接起因者である自転車放置者へのより徹底した対応と、撤去活動の充実等の厳格な対応策を積極的に展開するとともに、適正駐輪の指導を行うこととされたい。

課税の前提の第一として報告書(案)で掲げる様に、本件を十分に解決するための今後3～5年先を見据えた具体的方策とそのために必要なコストをより明確に我々区民のみならず鉄道事業者に対しても早急に提示することとされたい。

最後に、豊島区が提案の本法定外新税に関し、一年以上の長期に渡る討議と検討を経て本報告書(案)をおまとめいただきましたことにつきまして、中村会長、今井部会長ほか専門委員の各先生方に対しまして、豊島区の区民代表として厚く御礼を申し上げます。

以 上